

マイナンバーカード等を利用した「オンライン資格確認」導入のお知らせ

当院では、**3月22日(水)**より、マイナンバーカード等を利用した「オンライン資格確認等システム」の運用を開始いたします。(従来の健康保険証でも、これまで通りのご受診が可能です)

マイナンバーカードをお持ちの方は、受付窓口に設置の顔認証付きカードリーダーを利用することで、保険の資格確認がスムーズに行えます。

また、**公費負担医療制度(福祉医療、難病医療等)**をご利用中の方については、各種証書のご提示は引き続き必要となりますので、従来通りご提示をお願いいたします(原則 月1回)。

※マイナンバーカードの保険証利用は、**事前にマイナポータルサイト等での利用申込みが必要です。**

当院受付窓口のカードリーダーでも手続き可能ですが、混雑防止のため、出来る限り事前に手続きをお願いいたします。

※マイナンバーカードご利用の方は、**初診、再診に関わらず、受診の都度、必ず診察前に資格確認等**を行っていただきますようお願いいたします。

○顔認証付きカードリーダーの設置場所・ご利用時間

【A棟 1階受付】月～土曜 8:00～17:00 (日・祝日 利用不可)

【D棟 1階受付】365日、原則24時間ご利用可能です※1)、2)

【歯科外来受付】月～土曜 8:30～12:00、14:00～16:00 (日・祝日 利用不可)

※1)受付スタッフの不在時のご利用いただけません。

※2)AM3時～AM6時の間は、カードリーダーを用いた「健康保険証利用の申込」手続きについてはご利用いただけません。また、メンテナンス等に伴い手続きできない場合がございます。

※オンライン資格確認にあたり、個人情報を『審査支払機関又は保険者への照会』目的で利用することとなります。ご利用時には予めご了承ください。

■オンライン資格確認等システムとは

来院された患者様の保険情報及び、服薬情報、特定健診に関する情報について、個々の医療機関がその場で確認できるシステムです。

(保険情報については、現在は主保険に関わる情報のみで、公費負担医療保険制度は対象外となります。)

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

「マイナンバーカードの保険証利用について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html



■「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」について

健康保険法の診療報酬算定に基づき、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を算定します。

- ① 医療情報・システム基盤整備体制充実加算1(マイナ保険証を利用しない場合)…4点(初診時)
- ② 医療情報・システム基盤整備体制充実加算2(マイナ保険証を利用する場合)…2点(初診時)

ご理解をどうぞよろしくお願い申し上げます。

令和5年3月 高木病院